

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北條池土地改良区が土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業（水利施設整備）北條幹線林田地区）を行うことについて平成31年1月15日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成31年1月24日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成31年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造